

令和 2 年度

財政援助団体等に対する監査結果報告書

高砂市監査委員



## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

## 第2 監査の実施期日及び監査の対象

監査実施日 令和3年11月29日

監査の対象 一般財団法人高砂市勤労福祉財団

- ・高砂市勤労者総合福祉センター指定管理者
- ・事業等補助金交付団体

## 第3 監査の範囲

令和2年度における出納その他の事務の執行について監査を実施した。

## 第4 監査の方法

今回の監査は、主に、予算の執行、収入、支出、契約等の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、また所管の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼とし、次のとおり実施した。

対象団体の経営状況に関する資料（事業報告書及び収支決算書等）について、関係職員から説明を聴取し、質疑を行い、財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類等の関係書類の検査を行った。

## 第5 監査の結果

監査の結果は以下のとおりであり、監査時に気づいた事項についてはその都度口頭で指示したところである。一部において検討すべき事項が見受けられたが、予算の執行、収入、支出、契約その他の事務についてはおおむね良好に処理がされていると認められた。

一般財団法人高砂市勤労福祉財団は、高砂市の勤労者福祉の充実向上を図るため平成4年11月20日に設立され、高砂市勤労者総合福祉センターの管理運営を行い、平成18年度から指定管理者として引き続き施設の管理運営を行っている。

今回の指定管理の基本協定による協定期間は平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間である。

令和2年度高砂市勤労者総合福祉センターの管理に関する年度協定書に基づき実施された出納その他の事務の執行については、予算の執行、利用料金等の収入事務、経費等の支出事務、委託業務及び修繕業務等の契約事務などについては、おおむね適正に処理されていた。

修繕については、原則として1件当たりの金額が500,000円（消費税及び地方消費税を含む）未満については、一般財団法人高砂市勤労福祉財団が行い、1件当たりの金額が500,000円以上のものについては、高砂市と事前協議を行い、い

ずれかが実施することとしている。令和2年度については、エレベータ機能維持管理修繕については796,400円となっており、500,000円以上の修繕を1件一般財団法人高砂市勤労福祉財団が行っている。

勤労者総合福祉センターは年末年始を除き開館としているが、令和2年度はコロナ禍により休館日数は51日であった。開館時間は午前9時から午後9時である。職員数は5名であり、内指定管理業務従事者は3名としている。夜間・休日管理業務はシルバー人材センターに委託している。施設予約がない夜間時間帯は閉館としているが、1室利用の場合は開館となることから、全体の費用対効果を考えると工夫されてもよいのではないかと考える。曜日を限定しての閉館の考えはないとのことであり、引き続き利用促進に努められたい。

再委託業務について確認を行った。設計金額1,000,000円以上の委託業務については入札を行っており、随意契約についても前年に比して大きく変更がある場合は参考見積を徴取しているとのことであり、引き続き経費の削減に取り組んでいただきたい。

高砂市には、文化会館、文化保健センター、ユーアイ福祉交流センターなど貸館や事業面で似かよった施設もあり利用料金設定なども含め、収入増加を図るとともに経費の節減にも努力されたい。

一般財団法人高砂市勤労福祉財団は高砂市勤労者総合福祉センターの建設を契機に企業、労働組合組織、高砂市の出資により設立されている。令和4年度からの指定管理については、非公募で選定されたとのことであり、常に創意工夫をこらし、効率的な運営を行い、市民（設立当初は勤労者及びその家族）への教養文化、研修、スポーツ等の機会の提供、福利厚生施設の利用の促進等を行うことにより一般財団法人として高砂市のまちづくりと発展により一層寄与されることを要望します。